

# 行政法Ⅱ

科目ナンバリング PUL-202  
選択必修 2単位

小川 有希子

## 1. 授業の概要(ねらい)

この授業は、行政法を初めて学ぶ法学部の学生を対象とします。日本には、「行政法」という名の法典は存在せず、行政に関わる法律関係を全般的に扱う科目を「行政法」と呼んでいます。行政法Ⅱでは、行政法Ⅰで学んだことを前提に、行政活動に起因して行政と国民との間に紛争が生じ、国民に不服や不利益が生じた場合の救済に関する法(行政救済法)について学びます。主として、講義形式で行いますが、不明な点や納得できない点をそのままにせず、積極的に取り組んでください。行政法は、憲法の理念を具体化したものですので、1年次に憲法を修得していることが望ましい。

## 2. 授業の到達目標

- ①行政救済法の基本的な知識を修得する。
- ②具体的な事例を用いて、行政救済法について説明することができる。

## 3. 成績評価の方法および基準

小テスト3回 30%  
期末試験 70%

## 4. 教科書・参考文献

教科書  
高橋滋編著 『行政法 Visual Materials』 有斐閣  
参考文献  
櫻井敬子・橋本博之 『行政法 第6版』 弘文堂

## 5. 準備学習の内容

- [予習] 30分(目安)  
①教科書の指定範囲を読み、見出しに使われている重要な用語や分からない用語について、参考書や法律用語辞典等で確認してノートにまとめる。  
[復習] 60分(目安)  
①授業で説明された行政法の基本的な用語を正しく説明できるよう、ノートにまとめる。  
②授業中に出題された問題を解いてみる。  
③不明な点や納得できない点が残っている場合は、期末試験までに解消する。

## 6. その他履修上の注意事項

授業には、指定教科書のほか、必ず『六法』を持参してください。

## 7. 授業内容

- |        |                                                  |
|--------|--------------------------------------------------|
| 【第1回】  | 教科書の項目に沿って進める。<br>No.32 情報公開・その他<br>No.33 個人情報保護 |
| 【第2回】  | No.34 行政救済の全体像<br>No.35 苦情処理                     |
| 【第3回】  | No.36 行政不服申立て<br>No.37 行政審判                      |
| 【第4回】  | No.38 取消訴訟①                                      |
| 【第5回】  | No.38 取消訴訟②                                      |
| 【第6回】  | No.39 取消訴訟以外の抗告訴訟①                               |
| 【第7回】  | No.39 取消訴訟以外の抗告訴訟②                               |
| 【第8回】  | No.40 当事者訴訟①                                     |
| 【第9回】  | No.40 当事者訴訟②                                     |
| 【第10回】 | No.41 客観訴訟                                       |
| 【第11回】 | No.42 仮の救済                                       |
| 【第12回】 | No.43 国家補償の全体像                                   |
| 【第13回】 | No.44 国賠法1条(公権力の行使)責任<br>No.45 国賠法2条(営造物)責任      |
| 【第14回】 | No.46 損失補償<br>No.47 国家賠償と損失補償の谷間                 |
| 【第15回】 | まとめ                                              |